

審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	河川管理上支障のある行為の許可等	
処 分 の 概 要	河川管理者の許可を受けて土地の掘削等を行う。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第29条第1項	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標 準 処 理 期 間		計 15日
審 査 基 準		
○河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合 イ 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。 ロ 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。 ○河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 イ 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。 ロ 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。 ○雪を堆積する行為については、次の全ての要件を満たす場合に限り許可するものであること。 ・堆積しようとする主体が原則として国、地方公共団体その他の公的主体であること。 ・堆積し負うとする量及び位置が、融雪期における流水の流下を妨げず、また、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。 ・排雪作業により付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。 ・汚物若しくは廃物を投棄しないこと。		
【根拠法令等】 《河川法》 第29条(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) 第23条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。 2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の規則で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川 管理者の許可を受けさせることができる。 《河川法施行令》 第16条の8(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可) 次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行われる行為又は営業等のためにやむを得ないものとして河川管理者が 指定した行為については、この限りではない。[※本県においては指定行為はないが、通常の日常生活等のための行為は許可不要として取り扱っている。] 一 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。 二 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(H6.9.30 河政発53号)		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



総日数15日(休日は含まない)

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。